



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）9月15日  
第1735号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

番号	ページ
42 和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(地域包括支援課) 2

### 【告示】

333 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 2
334 市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(財政課) 2
335 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 3
336 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 3
337 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 4
338 公示送達（令和4年度市民税県民税納税通知書）・・・・・・・・	(市民税課) 5
339 放置自動車の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 5
340 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・	(指導監査課) 5
341 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定居宅介護支援に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課) 6
342 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・	(指導監査課) 6
343 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・	(障害者支援課) 7
344 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・	(障害者支援課) 7
345 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 7
346 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・	(障害者支援課) 8

### 【公告】

○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課) 8
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 8
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	(地籍調査課) 9
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	(地籍調査課) 9
○ 道路位置の指定・・・・・・・・	(建築指導課) 9

### 【選挙管理委員会告示】

61 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局) 10
-----------------------	-----------------

### 【農業委員会公告】

○ 農業委員会総会の招集・・・・・・・・	(農業委員会事務局) 10
○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・	(農業委員会事務局) 11

## 【 企業局告示 】

30 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・（企業総務課）

11

## 【 規 則 】

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 9 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 和歌山市規則第 4 2 号

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 項各号中「2 3 1」を「2 3 5」に改める。

附 則

- この規則は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の第 3 条第 7 項の規定は、この規則の施行の日以後の指定生活支援型訪問サービスに要する費用の額について適用し、同日前の指定生活支援型訪問サービスに要する費用の額については、なお従前の例による。

(令和 4 年 9 月 1 3 日揭示済)

## 【 告 示 】

## 和歌山市告示第 3 3 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 4 年 9 月 6 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
7-42	吹上 4 2 号線	和歌山市鷹匠町 6 丁目 1 5 番地先 ～ 和歌山市鷹匠町 6 丁目 1 7 番地先	旧	3 7. 0	4. 7 0 ～ 5. 8 0
			新	3 7. 0	6. 9 0 ～ 9. 0 0

(令和 4 年 9 月 6 日揭示済)

## 和歌山市告示第 3 3 4 号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 9 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 期日 令和4年9月15日  
2 場所 和歌山市議会議場

（令和4年9月8日揭示済）

### 和歌山市告示第335号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年9月9日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月20日及び同月27日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月16日
南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月16日

- 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

- 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

- 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵  
(2) 住所及び氏名を確認できるもの  
(3) 印鑑  
(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

- 5 返還できる日時等

- (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

- (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

- (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

- 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和4年9月9日揭示済）

### 和歌山市告示第336号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年9月9日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和4年8月17日、同月22日、同月23日、同月25日、同月29日及び同月30日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年9月9日揭示済)

## 和歌山市告示第337号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月9日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和4年9月10日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年5月21日及び同月27日	令和4年6月8日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁	令和4年5月26日	令和4年6月8日

止区域		
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年5月24日	令和4年6月8日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、次郎丸公園及び新在家得津公園	令和4年5月16日、同月19日、同月25日、同月26日及び同月30日	令和4年6月8日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年9月9日揭示済)

## 和歌山市告示第338号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月13日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度市民税県民税納税通知書

(別紙省略)

(令和4年9月13日揭示済)

## 和歌山市告示第339号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第16条の規定に基づき、所有者等からの引取りのない放置自動車を次のとおり処分するので、同条の規定により告示する。

令和4年9月13日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	移動し、保管した旨を告示した年月日
		車種	色		
和歌山市中之島1739-11の北側市道上	令和4年6月8日	スズキ ゴンR	ワ 白	和歌山市和 佐中112	令和4年6月14日
和歌山市中之島1739-11の北側市道上	令和4年6月8日	スズキ ゴンR	ワ 白	和歌山市和 佐中112	令和4年6月14日
和歌山市北新5丁目62番地の北側市道上	令和4年6月8日	スズキ ゴンR	ワ 白	和歌山市和 佐中112	令和4年6月14日

## 2 処分理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第16条に該当したため

## 3 処分年月日

令和4年9月14日

## 4 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年9月13日揭示済)

## 和歌山市告示第340号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30717 00680	株式会社ケアパートナーズ	すみれ訪問介護事業所 和歌山県紀の川市桃山町元8 73番地	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年8 月7日
30701 05113	有限会社新和福祉管理サービス	デイサービスやまごや 和歌山市上野537-12	短時間型通所サービス	令和4年8 月31日
30715 00759	有限会社優心の郷	サンライズケア優心 和歌山県有田市糸我町西49 6-1	短時間型通所サービス	令和4年8 月31日

(令和4年9月15日掲示済)

#### 和歌山市告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定をしたので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14263	マーサーズトレイディングジャパン合同会社	ぷらいむ 和歌山市善明寺268番地3	居宅介護支援	令和4年9 月1日
30701 14271	合同会社ヘルパーステーションとわ	ヘルパーステーションとわ 和歌山市直川1912番地3-2 02	訪問介護	令和4年9 月1日
30701 14289	日本商事株式会社	レッツ倶楽部紀州こざいか 和歌山市小雑賀664番地1	通所介護	令和4年9 月1日

(令和4年9月15日掲示済)

#### 和歌山市告示第342号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14271	合同会社ヘルパーステーションとわ	ヘルパーステーションとわ 和歌山市直川1912番地3 -202	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年 9月1日
30701 14289	日本商事株式会社	レッツ倶楽部紀州こざいか 和歌山市小雑賀664番地1	予防給付型通所サービス	令和4年 9月1日

(令和4年9月15日揭示済)

## 和歌山市告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010100794	あすか訪問介護サービス	和歌山市新在家165-8	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	有限会社あすか	和歌山市新在家165-8	平成18年10月1日	令和4年8月31日
3010101347	和(なごみ)ヘルパーセンター	和歌山市小雑賀2丁目4-16 ニュー和幸マンション101号 デイセンター和(なごみ)内	同行援護	身体障害者、障害児	有限会社恵万	和歌山市小雑賀3丁目2-7 アプリリアM201号	平成23年10月1日	令和4年8月31日

(令和4年9月15日揭示済)

## 和歌山市告示第344号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者から第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3050100589	エジソンジュニア	和歌山市梶取169	児童発達支援	一般社団法人パーソナリティカレッジ	和歌山市梶取169	平成28年9月1日	令和4年8月31日

(令和4年9月15日揭示済)

## 和歌山市告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月15日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
301	ヘルパー	和歌山市堀	居宅介護、	特定なし	特定非営	和歌山市堀	令和4	令和1

012	ステーシ	止東1丁目	重度訪問介		利活動法	止東1丁目	年9月	0年8
396	ョンエレ	1-9	護、同行援		人エレッ	1-9	1日	月31
0	ック		護		ク			日

(令和4年9月15日揭示済)

## 和歌山市告示第346号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050 1000 43	こじか 園	和歌山市上 黒谷460 -2	保育所等訪 問支援	社会福祉法人 一麦会	和歌山市岩橋6 43	令和4 年9月 1日	令和10 年8月3 1日

(令和4年9月15日揭示済)

## 【 公 告 】

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年8月31日 和建指第2714号	和歌山市園部字 窪里1023番 1	和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男	6.00m×36.28m 6.00m×28.45m 64.73m

(令和4年9月2日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年9月12日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市中字藤戸638番1の一部、638番25の一部、649番1の一部、649番6、659番1の一部	和歌山市北島300番地8 ユニオン開発株式会社 代表取締役 藤本二三夫
和歌山市井戸字越前7番2の一部、14番1の一部、水路	和歌山市東蔵前丁25番地 株式会社ASAホーム 代表取締役 朝野桂司
和歌山市冬野字申和田1259番1、1260番1、1261番1	大阪府富田林市向陽台2丁目2番15号 株式会社ゆうゆう 代表取締役 北波利雄

(令和4年9月12日揭示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

- (1) 和歌山市狐島字新地423番1
- (2) 和歌山市狐島字関根535番1
- (3) 和歌山市狐島字堂山567番73
- (4) 和歌山市狐島字堂山603番5

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課  
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階  
電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和4年9月15日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

- (1) 和歌山市狐島字新地423番2
- (2) 和歌山市狐島字堂山567番1
- (3) 和歌山市狐島字堂山573番4

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課  
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階  
電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和4年9月15日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年9月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年9 月13日 和建指第2 707号	和歌山市府中字箸折5 59番19の一部、5 67番1の一部、56 7番2の一部、567 番4、569番の一部	和歌山市神前90番地5 サトウホーム株式会社 代表取締役 佐藤義記	6.00m×6.20m×40.49 m 5.00m×34.16m 74.65m

(令和4年9月15日揭示済)

**【 選挙管理委員会告示 】****和歌山市選挙管理委員会告示第61号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年9月7日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西勉己

- 1 日時 令和4年9月15日（木）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (2) 裁判員候補者予定者名簿を調製するについて
  - (3) 検察審査員候補者予定者名簿を調製するについて
  - (4) 在外選挙人名簿に登録するについて

(令和4年9月7日揭示済)

**【 農業委員会公告 】**

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年9月6日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河績

- 1 開催日時  
令和4年9月9日 13時00分
- 2 開催場所  
和歌山市役所14階 大会議室
- 3 審議案件
  - (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
  - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - (5) 農用地利用集積計画について

(令和4年9月6日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年9月9日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績  
(令和4年9月9日揭示済)

## 【 企 業 局 告 示 】

### 和歌山市企業局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和4年9月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山県有田郡広川町西広660番地 株式会社松下商店 代表取締役 松下 勤	株式会社松下商店	和歌山県有田郡広川町西広660番地	令和4年8月2日	第390号
和歌山市江南203番地4 株式会社城栄テック 代表取締役 城 佳布	株式会社城栄テック	和歌山市江南203番地4	令和4年8月10日	第376号
和歌山県海南市下津町小畑1164番地1 慶上設備 代表者 慶上博之	慶上設備	和歌山県海南市下津町小畑1164番地1	令和4年8月19日	第430号
大阪府泉南郡岬町淡輪661番地の5 円成工業 代表者 佐藤隆富	円成工業	大阪府泉南郡岬町淡輪661番地の5	令和4年8月24日	第441号
和歌山市塩屋6丁目2番10号 有限会社宮本設備 代表取締役 宮本 博	有限会社宮本設備	和歌山市塩屋6丁目2番10号	令和4年8月30日	第414号

(令和4年9月9日揭示済)